

2022年11月10日

【愛知学院大学連携講座】 暮らしの法律・基礎知識シリーズ7

肖像権について

愛知学院大学 社会連携センター 非常勤講師
弁護士 若山 智重

0. 憲法について

- ・ 憲法は個人対国家の関係を規律する法律
- ・ 肖像権に言及した判例「憲法一三条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定しているのであつて、これは、国民の私生活上の自由が、警察権等の国家権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものといふことができる。そして、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態（以下「容ぼう等」という。）を撮影されない自由を有するものといふべきである。これを肖像権と称するかどうかは別として、少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法一三条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない。」（昭和44年12月24日最高裁判所大法廷判決、警察官による撮影）
- ・ 私人間では何をやってもいいか→そうではない

1. 肖像権とは

グレーゾーンの多い分野、明快な理解は困難（後述）

①肖像権の定義

著作権のように法律上明文化された権利ではなく、判例で認められた権利

判例 自分の顔や容姿を勝手に撮影されたり公表されたりしない権利

- ・ 著名人に限らない →全国民に身近な問題

②判例 肖像権侵害となる要件

被撮影者の社会的地位、被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性、を総合考慮して判断（平成17年11月10日最高裁判所第1小法廷判決、和歌山カレー事件、対 FOCUS）

2. 関連する権利

① プライバシー権

「私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのある事柄であり、一般人の感受性を基礎にして当該私人の立場に立った場合公開を欲しないであろうと認められ、一般の人々に未だ知られていない事柄であるもの」

② パブリシティー権

著名人が持つ経済的な利益や価値を独占的に利用する権利

著名人を個人的に撮影した人が、その写真を勝手に販売して利益をあげることに対する制約

・営利目的行為を規制しているため、例えば報道機関が報道目的で利用する写真についてパブリシティー権の侵害になることはあまりない

例外：某アイドル事務所 所属アイドルのウェブニュース等での写真使用の規制（2018年解禁）

3. その他関連問題

- ・近年のテレビ番組でのモザイク処理
- ・YouTube の交通事故動画、ナンバープレート
- ・ドローン撮影
- ・問題化する≠違法 倫理的にどうか、炎上するかどうか
- ・権利者の同意

例：「今月（2020年9月）からスタジオジブリ全作品の場面写真を順次提供することになりました。

今月は、新しい作品を中心に8作品、合計400枚提供します。

常識の範囲でご自由にお使いください。」

4. 具体的検討

- ・肖像権ガイドライン ポイント計算リスト
 - ・観光写真に偶然小さく写り込んでいる場合
 - ・スタジアムの写真で映り込んでいる場合
 - ・球場での選手の写真を SNS にアップする場合（パブリシティ権の問題は）
 - ・写真を撮っただけならどうか（公開していない場合、家族に見せるだけ）
 - ・マスクをしているならいいのではないか
 - ・スタジアムでプロ選手を撮影→ツイッターやフェイスブックに公開
 - ・テレビ番組、ニュースなどの街頭インタビュー
 - ・某 NHK テレビ番組 国立国会図書館の雑誌 写真にモザイク
 - ・大さん橋での撮影
- 利用料 ≠ 罰金、損害賠償
- 私有地で撮影禁止すること（公法・私法の問題）

5. 名誉毀損、侮辱の問題

刑法

第三十四章 名誉に対する罪

（名誉毀損）

第二百三十条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀き損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。

（公共の利害に関する場合の特例）

第二百三十条の二 前条第一項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

2 前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす。

3 前条第一項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

（侮辱）

第二百三十一条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(親告罪)

第二百三十二条 この章の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 告訴をすることができる者が天皇、皇后、太皇太后、皇太后又は皇嗣であるときは内閣総理大臣が、外国の君主又は大統領であるときはその国の代表者がそれぞれ代わって告訴を行う。

・文春砲 違法かもしれないけど売上を優先

経営権争奪紛争と会社法

服部育生

【1】 買収への防衛策（単純なケース）

A社は、B社の株式を30%取得して保有している。B社はA社の子会社になることを嫌い、むしろC社の傘下に入ることを望ましいと考えている。そこでB社の取締役会は、C社を引受先とする新株及び新株予約権の発行を決議した。A社としては、これに対抗するにはどうすればよいか。

A社は、①新株及び新株予約権発行の差止め（210条・247条）、②新株発行無効の訴え（828条1項2号）、③新株発行不存在確認の訴え（829条1号）、④B社取締役の民事責任の追及（423条 善管注意義務違反）をすることができる。

裁判手続には、長い期間を要するので、実際には①の差止請求が、A社にとって、使いやすい対抗手段となる。

発行の差止請求

株式（210条）	新予（247条）
法令定款違反	または 不公正発行

不公正発行の例

- (a) 特定株主の持株比率を低下させ、現経営者の会社支配権維持を主要目的としてなされた発行。
- (b) 特定株主の持株比率が低下し、かつ その発行を正当化させる合理的な理由がない。
- (c) 買収防衛策（第三者割当の新株発行）を講じる主要な目的が、現経営陣の支配権維持・確保と認められるならば、防衛策は不公正

主要目的ルールの下で認められる例外

敵対的買収者が真摯に合理的な経営を目指すものでない

- ➡ 買収者による経営権取得が会社に回復し難い損害をもたらすおそれを会社が疎明すれば、差止不可

e x ⑦ 会社資産を買収者の債務の担保とか弁済原資として流用する目的

④会社資産の売却利益で高配当 →株価上昇 →高値で株式を売り抜けする目的

【2】 新株予約権（新予）を用いた防衛策（複雑なケース）

B社（東証二部上場）	発行可能株式 8000万株	・
	発行済株式 2000万株	
A 投資ファンド		

Aは、B株価の低迷に着目し、2018年8月以降、市場でB株式を徐々に買い集めていた。2014年3月20日、AはBの発行済株式のすべてを取得する目的で、買付価格を1株1584円、買付期間を3月20日から4月30日までとする公開買付を開始した。その後4月18日、買付期間は6月3日まで、買付価格は1株1700円に変更された。

Bの質問書に対するAの回答報告書を受領したB取締役会は、4月9日、本件公開買付はBの企業価値を毀損し、Bの利益ひいては株主の共同の利益を害するものと判断し、本件公開買付に反対することを決議した。また対応策として、①一定の新株予約権無償割当に関する事項を株主総会の特別決議事項とすることを内容とする定款変更議案、および②上記①の可決を条件として、以下の内容の新株予約権無償割当を行うことを内容とする議案を株主総会に付議することを決定した。①②は、4月25日開催の株主総会において、出席株主の議決権の88%、議決権総数の82%の賛成により可決された。

新株予約券無償割当の内容は、(1)5月11日時点の株主に対し、B株式1株につき3個の割合で新株予約権（1個の新株予約権行使で1株のB株式が交付される）を割り当て、(2)割当の効力は5月12日に生じるものとし、(3)新株予約権の権利行使期間は7月3日から8月2日まで、(4)権利行使価額は、1株当たり1円というものであった。ただし、(5)譲渡制限が付されているほか、(6)A関係者は、非適格者として新株予約権を行使できないとの条件が付されており（差別的行使条件）、さらに(7)Bは、取締役会決議により、権利行使期間開始前に新株予約権を取得しうるとする条項が設けられていた。その内容は、A関係者以外の者からの取得における取得対価は、1個につきB株式1株であるが、A関係者については1個につき396円（当初の買付価格の4分の1）というものである。

Aは、本件新株予約権無償割当は、株主平等の原則に反し（247条1号）、著しく不公正な方法による（247条2号）として、この差止を求める仮処分命令の申立をした。

新株予約権の無償割当（277条）

差別的行使条件

A関係者は、非適格者として新株予約権を行使不可

差別的取得条項

Bは取締役会決議により、新予を取得可

A以外の者からの取得 → 取得対価はB株式1株

Aからの取得 → 取得対価は396円

最決平19・8・7 民集61巻5号2215頁

具体的な株主の属性に応じて内容が異なる新予の無償割当は、いかなる場合に株主平等原則に反しないか。

① 必要性

特定の株主Aによる経営支配権の取得に伴い、会社Bの存立、発展が阻害されるなど、会社Bの企業価値が毀損され、会社Bの利益、株式の共同利益が害されることとなるような場合に「必要性」の要件が充足される。

② 相当性

その（B及びB株主の利益が害されることの）防止のために当該株主Aを差別的に取り扱ったとしても、その取扱いが衡平の理念に反せず、相当性を欠くものでない限り、「相当性」の要件が充足され、結果として株主平等原則に反しない。

【3】 まとめ

(1) 買収防衛策として差別的な内容の新株予約権無償割当を行うことは、法令違反（平等原則違反）・不公正発行に該当する（⇒差止可）可能性が高い。

もっとも、①敵対的買収により会社の企業価値が毀損され、会社の利益が害されるため、防衛策が必要であると認められ、かつ②防衛策が、相当性を欠くものでなければ法令違反・不公正発行に該当しない。

(2) 経営陣が防衛策の実行判断を行うことの可否

敵対的公開買付による株主にとってのメリットは、現在の株主が、市場価格より高値で株式を売却できるところにある。中・長期的視点に立った株主の利益が守られることを意味しない。

会社は、事業の継続的逐行により高収益・高配当を維持し、株主の投下資本に対して利益を還元することを目的として経済活動を展開しており、現時点の株主が高値での株式売却により短期的な利益を獲得することを主たる目的としているわけではない。

また敵対的公開買付の手法の中には、買収成功後、用意した受け皿会社を存続会社として対象会社を吸収する手法（２段階買収）があるが、この場合、買収側は、残った株主に合併交付金を交付して対象会社から締め出すことも可能である。また公開買付により買収者が、対象会社の議決権の95%を取得すると、株式上場基準に違反し、上場廃止となる。その結果、株主は株式を換金することが困難になる。

敵対的公開買付により、中・長期的視点における株主の利益が侵害される場合が存在する。これに対し、一般株主が適切に対応することは容易でない。対象会社の経営陣が防衛策の実行判断を行うことには、「一定の」の合理性が認められる。

（３） 防衛策の発動と経営判断

取締役会による防衛策の実行判断は、経営判断の一種ではあるが、将来の状況を予測して経営の向上を目的とするものではなく、買収者による不当な買収から企業価値を如何にして守るべきかという判断を意味する。

公開買付者による買付価格が、市場株価や企業価値から算定される1株当たりの価値に比べて高額であり、対象会社の全株式を対象にしており、買収後も従来の経営方針や従業員の雇用維持が表明されているのに、経営陣が、支配権の維持・確保のために公開買付に反対したり、対象会社の財産流出を招くような防衛策を発動したりするようなことがあれば、善管注意義務違反の責任が生じる。

賢い相続手続きについて ～相続が争族にならないために～

愛知学院大学特別教授
弁護士 國田武二郎

第1 はじめに

人はだれでも等しく死を迎えます。死んだ後のことまで俺は知らない。後は、家族が始末してくれるだろうと思うかもしれませんが、それでは、残された家族は大変です。何で親爺は生前きちんと財産を整理してくれなかったのかと思わず愚痴を言いたくなります。そこで、生前何をしておくべきか、また、身近な人が逝ってしまった場合、どういう対応をすべきかについて順次解説します。

※2021年出生者数81万1604人で、戦後最小。他方、死者数は、戦後最多の143万9809人で戦後最多。出生数から死亡数を引いた人口の自然は、過去最大の減少幅となった62万8205人。

この死者数から、今後、相続問題は、増々、多くなり、かつ、親族間の争いも激しくなる。

第2 節税について (その1)

- 1 相続税は税金の中でも節税しやすい税金とききますが、具体的にどのような節税対策がありますか。因みに、私は、夫と長男、長女の4人家族です。
- 2 上記の設問の例で、夫が亡くなり、相続人は妻と子供二人という例で説明したいと思います。相続税の申告・納税までには、遺産分割を終え、相続財産を計算して、基礎控除内に収まるかどうか判断しなければなりません。基礎控除額は、3000万円 + (600万円 × 法定相続人の数) となります。したがって、設問の場合、基礎控除額は4800万円となり、相続財産がこの範囲で収まる場合は、相続税がかからず、申告の必要がありません。仮に、長女が相続放棄をしても、法定相続人の人数に入ります。養子も法定相続人の人数に入りますが、2人が上限です。2019年亡くなった人は約136万人ですが、すべての相続人が納めるわけではなく、相続税を収めるのは、全相続人のうち約8・3%です(全国平均)。これは、基礎控除額のおかげです。そして、基礎控除額を差し引いた結果、相続税は課税されないとなった場合、相続税の申告も不要です。もっとも、基礎控除は、相続財産を全て評価し、夫の借金や葬式費用、香典、墓、祭祀道具、生命保険の控除(法定相続人数 × 500万円)等の差し引くものがあれ可能な限り差し引いて、その最終金額から差し引くので節税対策をうまく行えば、相続税を払わずに済むので、多少の財産がある方は、税理士と相談して

見るとよいかと思います。

- 3 なお、妻には、「配偶者控除」という特典があり、相続財産の2分の1、または1億6000万円のどちらか大きい方の金額まで相続税は課税されません。したがって、夫の遺産が総額2億円とした場合、妻1億円、二人の子供は各自5000万円となりますが、妻は、相続税ゼロとなります（1次相続）。しかし、妻が死亡して、二人の子供に妻の財産（1億6000万円相当が残されているとして）が相続された場合（2次相続）、子供には、1次相続と2次相続の合計で高額な相続税を払う羽目になる場合もあるので、配偶者控除の特典を利用するかどうかは、税理士と相談すると良いと思います。
- 4 節税対策で最も利用されているのは、**暦年贈与（暦年課税制度）**です。一人当たり年間110万円までの贈与（1月1日～12月31日ごとの贈与）が非課税になります。この贈与は、子や孫以外の誰にでも、また、現金に限らずどんな財産の贈与でも可能です。もっとも、相続の発生から遡って3年以内の贈与は相続税に含まれるので、早く始めるほど、受け取る人が多いほど節税の効果があります。しかし、2022年の税制改正でこの生前贈与は、3年以内の期間を10年あるいは15年以内に延長する可能性があり、実質的に老後に子や孫など贈与することによる節税は不可能になるとも言われていますが、先行きは不透明ですが、元気であれば、今年から始めてもいいのではないかと思います。

第3 節税について（その2）

- 1 相続の節税には、生前に取る方法の一つとして、生命保険を利用する方法があります。死亡保障のある生命保険に入ると、被保険者が亡くなった時に受取人が死亡保険金を受け取ることができますが、この保険金は、受取人の財産となり、相続人以外であっても残したい相手に確実に財産を残すことができます。また、相続人が受取人であっても、遺産分割の対象外であり、遺留分侵害額請求権もできません。しかし、相続財産ではありませんが、相続税を計算するうえでは、「みなし相続財産」として扱われます。つまり、課税対象となる財産ということです。しかし、一定の金額が非課税となります。その計算方式は、「500万円×法定相続人の人数（相続放棄した人も含む）」です。上記説例で夫が、妻を受取人として死亡保険金を1500万円とした場合、 $1500万円 - 500万円 \times 3人 = 0円$ となり、同額の現金を相続した場合に比べて節税になるのです。ただし、条件があり、①被保険者が被相続人（父）であること、②保険料の負担者が被相続人（父）であること、③受取人が相続人（妻、子）であること、の3つです。言い換えれば、被保険者と支払者が被相続人、受取人が相続人の組み合わせ以外は、生命保険の控除を利用できない（つまり、所得税や贈与税がかかる）ことに注意してください。相続財産が基礎控除より多い人は、死亡保険を利用した分の現金を相続財産から減らすことができるので、節税として有効です（説例で、二人の孫を養子にした場合、 $500万円 \times 5人 = 2500万円$ まで相続財産から控除ができます）。

2 次に、子や孫（但し、30歳未満であること）への教育資金援助のための贈与ですが、最大1500万円までは非課税となります。教育資金でも、学校などに直接支払われる入学金や授業料は最大1500万円まで、学習塾や習い事（料理教室、スポーツ教室、ダンス教室等）への費用の贈与は最大500万円までが非課税となります（但し1500万円のなかに含まれます）。この場合、必ず金融機関に教育資金専用口座を開設し、そこにお金を振込む必要があります。子や孫は学校からの入学金や授業料などの納付通知書や領収書などを金融機関に提出すればその金額が子や孫の口座に振り込まれます。もっとも、子や孫が制限年齢の30歳に達した時に使い残した残高がある場合は、残高が贈与税として課税されるので注意してください。なお、この制度は、今のところ、令和5年3月31日まで利用できます。それ以後も利用できるかについては、現時点では不透明です。

第4 節税について（その3）

1 土地に関する節税

- i 土地を相続する場合に利用したいのが、「小規模宅地等の特例」です。すなわち、故人と同居する家族が不動産を相続する場合、土地の部分について、330㎡（100坪）までの評価額を最大で8割減にできるという制度です。例えば、自宅の宅地の価値が7000万円とした場合、 $7000万 \times (100\% - 80\%) = 1400万$ 円（評価額）となり、5600万円減額になります。この場合の評価額は、あくまで税額を計算するための価格なので、実際の価値は下がりにません。ですから、この特例は、坪単価の高い土地ほど効果的です。なお、自宅の土地の面積が330㎡以上の場合でも、330㎡までは減額の対象となり、それを超える部分が通常の土地として評価されます。
- ii 夫が事業用の店舗を有していた場合の土地は、400㎡の限度まで80%の減額になります。さらに、賃貸していた土地の場合は200㎡の限度まで50%の減額を受けることができます。
- iii それ以外に土地の評価を下げる場合として、①墓地の近くにある、②崖の近くにある、③大きな土地を分割して歪んだ土地（不整形地）になった、④騒音の酷い場所にある場合など、その使用が敬遠される場所にある場合にも、不動産の評価は下がります。相続税の申告の際に、税理士と土地の評価を下げるできないかどうか相談してみると良いでしょう。
- iv 遺す財産が現金の場合は、評価額は下がりにませんが、亡くなる前に土地を購入し、アパート経営するような場合、節税の効果は期待できます。もっとも、人口減少で空き室が出てくると家賃収入が減るというリスクもあるので、節税とリスクを比較検討する必要があります。

2 住宅取得資金の贈与

- i 次に、20歳以上の子や孫が住宅の購入や新築、増改築して、そのための資金を親や祖父母が出す場合、最大3000万円（夫の親から1500万円、妻の親から15

00万円)までは贈与税はかかりません。但し、贈与を受ける人の条件は、①贈与を受けた年の翌年の3月15日までに住宅を所有する。②贈与を受けた年の翌年の3月15日までに住宅に居住または、遅滞なく入居することが確実であること、③贈与を受けた年の所得金が2000万円以下であること、④住宅も、床面積が50以上240㎡以下で、床面積の2分の1以上が居住用であること等様々な条件があるので非課税の特典を受けられるかどうか、税理士に相談して見て下さい。

ii なお、この制度は令和3年12月末での期間限定でしたが、さらに2年間延長されとりあえず令和5年12月末までは利用できます。その後は不透明です。

第5 子供がいないと財産は親や兄弟に！争族紛争なく妻に全財産を譲る方法

1 親が相続人の場合：配偶者3分の2、親3分の1

親が無くなり兄弟姉妹が相続人の場合：配偶者4分の3、兄弟姉妹4分の1

2 兄弟姉妹に、相続財産を渡したくない場合は、財産の全部を妻に譲る旨の遺言書を作成。兄弟姉妹には、遺留分はありません。

第6 資産が多くななくても相続トラブルが起きやすい

2019年度の統計では、裁判所に持ち込まれる相続トラブルの約34%が資産1000万円以下、資産5000万円以下が約43%で、両方合わせると77%になる。遺産がらみの「争族」は、必ずしも資産家だけではない。

1 原因

親族が多い、不動産や生前贈与を行ったなど原因は様々

i 親族が多い、相続人どうしの関係が複雑な場合（前妻の子と後妻の子、認知している隠し子がいる、実子以外に養子縁組した子がいる）な場合

ii 逆に、被相続人に子がおらず、父母も死亡している場合、相続権は被相続人の兄弟姉妹、あるいは、その子（甥、姪）に移ります。日常的に交流がないと遺産分割協議が難しくなる。

iii 被相続人が亡くなる直前まで介護した長男の妻などが、特別寄与料を主張する可能性もある。

第7 不動産を相続トラブルになりやすい？

1 不動産は高額で分割も困難。

2 不動産を相続する方法

①換価分割、②代償分割、③現物分割、④共有分割

3 ④は、安易にこの方法を選ぶと、将来、2次相続などで売却が必要となった場合、相続人全員の合意が必要となり、トラブルの発展になる可能性が高い。

第8 家業を継ぐ次男に不動産をすべて相続させたい場合の注意点

その場合は、代償分割を選択することになるが、他の相続人に金銭を支払う資力が

ない場合、被相続人を被保険者、三男を受取人とした生命保険に加入すること。
なお、民法改正により法定相続分を超えて相続した不動産については、登記をする必要がある。し

第9 法定相続情報証明制度について

銀行口座の解約、不動産や株式の名義変更などを行う際に、被相続人や相続人の戸籍謄本、除籍謄本、住民票など何度も必要になるので、複数枚用意しなければならず、戸籍謄本などの束を各種窓口にも何度も出し直す手間を省くために、平成29年5月29日から、「法定相続情報証明制度」が導入されています。これは、被相続人と相続人の戸籍謄本や住民票などのデータをまとめて、被相続人と相続人の関係を家系図のような形にした「法定相続情報一覧図」（資料1）を作成し、あらかじめ法務局に記録してもらう仕組み。一覧図の写しは法務局に無料で交付してもらえ、戸籍謄本などの代わりに使えます。

第10 2021年度相続法改正について

- 1 近年、相続登記がされていない理由で所有者不明の土地や建物が増え、公共事業や民間取引が阻害されている。そこで、今後は、所有者不明の土地・建物の解消。発生予防、利用の円滑化を図るための改正法の施行が相次ぐ。
 - i 相続土地国庫帰属法【2023年4月1日施行】・・・相続・遺贈で取得した土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする（但し、申請者は、10年分の土地管理費相当額の負担金を納付する）
 - ii 相続登記の義務化（2024年4月1日から施行）・・・不動産を取得した相続人は、取得を知った日から3年以内に所有権の移転登記を行わなければならない。違反すると、10万円以下の過料
 - iii 相続人申告登記制度の創設（2024年4月1日から施行）・・・遺産分割協議がまとまらず、速やかに相続登記が出来ない場合、法務局に申し出れば、義務を履行したものとして認められる制度。この制度を利用すると、法務局は、登記簿に申告した相続人の住所や氏名などを記録します。その後、遺産分割協議がまとまった日から3年以内の登記が必要となります。
 - iv 特別受益・寄与分の期限の設定【2023年4月1日から施行】・・・相続開始から10年経過後は特別受益や寄与分を考慮せず、法定相続分で画一的に分割することができる。

施行日より前に発生した相続については5年間猶予される。したがって、施行日前に相続が開始していて10年経過日が2028年4月1日より前なら2028年3月末が期限となります。

第11 亡くなる前にやっておくこと

- 1 生前の仕事

- 死後において一番面倒なのは、「名義変更」です。①銀行口座の名義変更、②不動産の名義変更、③自動車の名義変更などいくつかの名義変更を家族はしなければなりません。その対策として、名義変更には、戸籍謄本が必要ですから、自分の戸籍謄本をすべて取得しておくか、今までの本籍地の所在地がわかるようにしておくことが必要です。役場の窓口で「相続で必要になったときのため」という理由を述べれば、事前に取得することができます。実際の相続時に、有効期限が切れていても、家族は、その情報をもとに再取得できるので、スムーズに手続きに移行できます。
- 2 次に、銀行口座の簡素化です。使っていない口座はどんどん解約して多くとも3つ以内に減らすことです。口座を多数持っている、遺族が遺産分割協議を終えてから、知らない通帳が出てきてまた協議することにもなりかねません。
 - 3 さらに、家族の立場から確認したい事項は**生命保険の存在**です。親が保険に入っていたことを知らず放置しておくと、**3年で時効になり受け取れなくなります**。ですから、**生命保険証の保管場所を明確にし、受取人がすぐに保険金の給付請求の手続きができるようにしておくべきです**。手続きから概ね1週間から2週間でお金が振込まれるため、凍結された銀行口座から引き出すことに比べればはるかに早くお金を手にして、使えることができます。
 - 4 また、**健康保険証の保管場所**もきちんとしておくことです。亡くなった場合、健康保険証を返納しなければなりません。あわせて葬儀代金の領収書などを提出すると、故人が**後期高齢者医療制度**に加入していれば**3万～7万程度葬儀費用**が支給されます。また、亡くなる直前まで病院通いで高額な医療費を支払っていたならば、**高額医療費の請求も、相続人によっては可能です**。但し、**2年以内に手続きをしないと時効で受け取れなくなります**。
 - 5 資産を残すことは重要ですが、それと同じくらい資産の保管場所が伝わるようにしておくことも重要です。
暗証番号、パスワード、ログインIDなども重要な情報です。

第12 遺言書の作成

- 1 これは、本当に重要であり、できれば生前書いておいた方が良いでしょう。遺言には、一般的に自筆証書遺言と公正証書遺言の二つがありますが、改正相続法で、自筆証書遺言の作成がより手軽になったので、これを活用するといいかと思います。すなわち、今までの、自筆証書遺言は、①全文を自筆で書く、②家庭裁判所の検認が必要で、このため、相続手続きに時間がかかる。③自宅などにこっそり保管するので、紛失や忘れる可能性がある。④形式や内容に間違いがあると無効になる。⑤第3者に内容を改ざんされる恐れがある等の問題ありました。しかし、平成31年1月からは、①の点ですが、不動産、預貯金、株式、国債などの有価証券、借入金などの**財産目録**をパソコンで作成することが可能になり、自筆で書く負担が大きく軽減されました。また、パソコンなどで財産目録の一覧を作れない場合は、**不動産登記事項証明書や通帳などのコピーの添付によるリストの作成**でも構いません。但し、「自筆証書遺言書」

の本体と「財産目録」とに割り印をして、一体性のあるものにすることや、財産目録の全ページには署名・押印をすることが必要です。

※自筆証書遺言（資料2）は、財産目録以外の遺言内容の全文、日付、氏名を遺言者が直筆で書き（これを「自署」といいます。）、押印することです。家族に代筆してもらったり、押印を忘れてしまうと無効になります。資料3の遺言書は実際、裁判で争いになった事例です。

「譲る」、「任せる」、「引き継がせる」等の曖昧な表現は避けて下さい。相続人に相続財産を渡す場合は「相続させる」、相続人以外の人に遺産を渡す場合「遺贈する」と書いて下さい。

また、遺産の内容やその所在は、正確かつ特定された記載をすることが肝要です。

2 さらに、法務局に自筆証書遺言を法務局に預けることが可能となりました（費用は、数百円の印紙代のみですので、費用は安く済みます）。この結果、紛失や第三者に内容を改ざんされる恐れがなくなりました。また、保管に際して、法務局の事務官が遺言書を審査し、署名捺印や日付など形式に不備があれば指摘してくれます。このため、家庭裁判所の「検認手続き」（相続人などの立会いの下、遺言書を開封し内容を確認すること。これを怠れば5万円以下の過料に処せられます）が不要となり、すぐに相続手続きを始めることができます（法務局に預けない場合は、これまで通り検認手続きが必要です）。そして、残された家族は、相続開始後に遺言書の検索ができ、写しの請求、閲覧もできます。相続人の一人が写しの交付を受け、閲覧した場合は、他の相続人に対し法務局から「遺言書が保管されている」旨の通知が届きます。この法務局による保管制度は、「法務局における遺言書の保管等に関する法律」により規律され、2020年7月から施行されています。このように、自筆証書遺言が手軽にかつ便利になりました。若干の手続きは下記のとおりです。

(1) ①遺言書本人が遺言書を作成し、管轄の法務局に申請の予約をした上で、直接本人が出向き（本人以外は申請できません）、その上で1通につき3900円の収入印紙を手数料として添えて申請します。これに対し、②法務局は、i 本人確認（運転免許証など顔写真付きの証明証を持参）、ii 遺言書の形式の適合性（署名、押印、日付の有無等）を確認した上で、申請を受付け、保管番号などを記載した「保管証」を本人に渡します（保管証は、後の手続きのために必要ですから大切に保管する必要があります。なお、保管期間は本人死後50年です。）。なお、法務局では、遺言の内容についての質問や・相談は一切受け付けませんので注意して下さい。保管後、本人は、手数料を支払って保管した遺言書をモニターで見たり、原本を直接閲覧することができます。さらに、預けた遺言書の返却や、氏名や住所等に変更がある場合、「変更事項」を届けることもできます。本人が死亡後、相続人は、遺言書が預けられているかどうか確認するために「遺言書保管事実証明書」の交付を請求することができます。また、相続人は、遺言書の内容の証明書、すなわち「遺言書情報証明書」の交付を取得することができます。その証明書には、遺言書の画像情報（遺言書のコピーのようなもの）や遺言書に記載されている作成の年月日等が記載されているので、その証明書を使っ

て、遺産の名義変更など各種手続きに利用することができます。この場合「検認」は不要です。なお、法務局は、この証明書の交付を受けた相続人以外の他の相続人に対し遺言書を保管している旨を通知し、他の相続人の権利が侵害されないような措置をとっています。また、本人の死亡後であれば、相続人は、遺言書の閲覧も可能です。

これから自筆遺言を作成しようと思っている人は、是非、この制度を活用してください。但し、保管の対象となる遺言書は、用紙の大きさがA4であるなど所定の方式があるので、詳しくは法務局に問い合わせして下さい。

※ 遺言書を書くことは、自分の資産状況を丸裸にすることであり、抵抗があるかもしれません。子供から「遺言書を書いて」と言われるとどんな気持ちでしょうか。「親に長生きしてくれとじゃなくて、死ぬ準備をしろというのか。お前たちにやるために貯金してきたわけではない」と言う気持ちになるかもしれません。このため親子関係がまずくなった例もあるので子から言われずに作成するのではなく、自分の意思で作成した方が良いでしょう。

第13 墓じまい等について

1 子供は都会に住んでおり、実家のある田舎に戻るつもりはなく、田舎にも馴染みがないので、今住んでいる住居の近くにある寺(あるいは公営墓地)に墓を建てました。このため、実家のお寺にある両親や先祖の墓も「墓じまい」したいと思うのですが、どうすれば良いでしょうか。

※改葬とは、現在の墓に埋葬されている遺骨を取り出し、別の新しい墓に移す(納骨する)ことをいい、「墓じまい」は墓そのものを処分、撤去することをいいます。

2 上記の問題は、生前の貴方がすべきことかもしれません。

墓を守る人がいなくなれば墓は荒れ、いつか撤去されます。公営墓地では、予告期限をもうけ期日までに縁者の遺骨の引取りなどがない場合は「無縁仏」と改葬され場合もあります。近時、「墓じまい」の増加に伴い、「墓じまい」代行サービスの会社もあります。また、「お墓の管理代行サービス」もあります。

説例の場合、両親等の遺骨の引っ越し先を自宅近くの寺の墓地と決めているならば、それは、「改葬」です。その手続きは、管理者から「受け入れ証明書」をもらう必要があります。続いて、両親の墓のある自治体から「改葬許可申請書」を取り寄せ、死亡者の氏名・本籍、火葬・埋葬場所など必要事項を記入します。複数の遺骨があり分からない場合は、「不詳あるいは先祖代々」と記入し、そして、両親の遺骨のある寺の管理者(住職等)に申請書に署名・押印をもらいます。そして、「改葬許可申請書」と「受け入れ証明書」を今の墓のある寺(あるいは自治体)に出すと「改葬許可証」が交付されます。この許可証があれば、両親らの遺骨を取り出すことができます。ここで、注意することは、両親及びこれまでの先祖の墓を管理してきた寺院から高額な「離壇料」

(りだんりょう)を請求されることがあるということです。利壇料とは、長年世話になった寺院の檀家をやめる際に、寺院側に渡す金銭のことで、お布施と同じです。これまで墓を守っていただいたお礼や、お世話になったことへの感謝の気持ちとして包

むものです。法的には寺院側に離檀料請求権という権利があるわけではないので、請求されても支払う義務はありません。しかし、中には数百万という高額な離檀料を請求され、断ると、「墓の移転に必要な書類を出せない。署名、押印しない」等と言われるケースもあるようです。こうした背景には、近年、少なくなった檀家を手放したくないという寺側の経済的事情もあると思います。地域性やお寺とのこれまでのつながりの深さなど「離檀料」も違ってきますが、一般的には、3万～15万円で、法要1回分のお布施として収める程度の金額が目安といわれています。「墓じまい」の際に魂抜き（閉眼供養）も含めると20万円ほどではないでしょうか。菩提寺と「離檀料」のことで揉めると、後味の悪い「墓じまい」になるので、住職などとよく話し合ってください。それでも関係がこじれた場合には、墓の改葬などを扱っている石材店、檀家総代、寺院の宗派の本山、寺の役員等に相談して見ると良いと思います。

第14 空き家対策

- 1 父親が亡くなり、母親が一人実家に住んでいましたが、その母親も亡くなり、実家は空き家となりました。長男である私も弟も都会に出て実家に戻るつもりはありません。とりあえず、私が、相続人を代表して、年間10万円の固定資産税を支払っています。また、万一を考えて火災保険も払い続けていますが、このまま支払いを続けるのが苦痛です。どうしたらよいでしょうか。これも、生前の貴方の処理すべき問題だと思います。
- 2 実家を空き家にして犬や猫などの動物が住み着くなどして衛生上、有害となるおそれがある状態、倒壊、保安上危険となるおそれのある状態等になると自治体は「空き家対策特別措置法」により「特定空き家」に指定します。分かりやすく言うならば、周辺に迷惑をかける空き家は、「特定空き家」になる可能性があるということです。こうなると固定資産税は通常の3倍（土地200㎡以上）～6倍（200㎡以下）に跳ね上がります。不動産業者に売却を依頼しても、都会ならともかく、地方では買い手が見つからないか、ついても、安く買い叩かれます。そこで放置しておく、自治体から「特定空き家」に指定したので危険だから建物を壊すように勧告を受け、その勧告を無視すると50万円以下の過料に処せられた上に、自治体が強制的に解体し、解体費用（通常、200万円～300万円前後）も相続人に請求がいきます。このように実家は「塩漬け負債」の状態になります。それを回避するためには、まずは思い切って親の生前に売却してしまうことが考えられます（勿論、その場合親を引き取るか、施設に入れることとなりますが・・・）。自宅の売却なら、「居住用財産の特別控除」により3000万円までは税額控除が受けられます。田舎の実家では、多くの場合、税額控除を受けられて売却した現金をもとに、施設に入るか、あるいは面倒見てもらう子に生前贈与するといったかと思えます。
- 3 説例のように母親が亡くなって実家を相続する場合は、なるべく早く売却すべきです。なぜなら、死後3年までなら、「空き家譲渡の特例」が使えて、3000万円までは譲渡所得が非課税になるからです（但し、この特例は1981年5月末日までに建

てられた家屋で、耐震リフォームを行ったか、更地にした不動産にしか利用できません)。不動産に価値がない場合は、最後の奥の手として「相続放棄」という選択もあります。ただし、その場合、裁判所で相続財産管理人の選任が必要で、その費用が50万円前後かかります。また、市町村に「寄付」したり、相続税の「物納」という手もありますが、いずれもハードルが高く、簡単ではありません。実家を「塩漬け負債」にしないためには、安くても売却を目指すか、賃貸して借りてもらうなど、とにかく「空き家」にならない方法を考えるべきです。

第15 家族信託について(その1)

- 1 母は93歳で、実家で1人暮らしです。父は、10年前に他界しています。母は、最近、物忘れがひどく、認知症の病状が出始めていると感じています。そこで、近い将来、母には施設に入所してもらうことを考えています。そうすると、実家(母名義)は空き家になりますが、長男の私も長女の妹も既に別途家を持っており、実家に住むつもりはありません。そのため、将来、実家を売却しようと思いますが、売却時点で、母が、認知症になって判断能力がなくなると実家は売却できなくなると聞きました。どうすれば、よいのでしょうか。貴方自身も生前、行うべき手続きかもしれません。
- 2 母親が、認知症などで判断能力が無くなれば、仮に、母親名義で不動産売買契約をしても、当該契約は無効です。また、子供が代筆で、母親のサインをして、母親の印鑑を押す場合もありますが、母親の意思が確認できなければ、やはり、契約は無効となります(司法書士は、登記手続きの際に必ず本人の意思を確認するので、確認できなければ登記手続きもできません)。それでは、母親に成年後見人をつけて、成年後見人に売却してもらえるかという、母親の通帳からお金を引き出す場合等と違って、スムーズには進められません。この場合、成年後見人は、母親の自宅を売却する場合、家庭裁判所の許可が必要で、自宅を売却しなければならない理由が必要であり、単に、誰も住まなくなったから固定資産税がもったいない等の理由だけでは裁判所も許可を簡単に出しません。そこで、母親が、まだ、判断能力があるうちに、すなわち、元気なうちに、母親の意思を確認し、「自分が施設に入って、誰も住まないのならば、家を売却してもよい」ということであれば、母親が、長男に実家を託す「家族信託」の契約を締結します。つまり、母親が(委託者)が、長男(受託者)との間に自宅の処分を託す家族信託の契約(信託契約)を結ぶのです。内容は、「自宅が空き家になったら売ってください」というものです。信託契約の結果、実家の所有権は、長男に移転しますが、母親が、施設に入居して実家が空き家になった時点で、実家の売却は長男が一人で行うことができます。勿論、裁判所の許可も不要です。そして、売却した代金は、母親の収入となり、家族信託の契約でこのお金も長男に管理してもらうことができます。そうすれば、母親の施設の費用や入院費なども、売却代金から長男は支払うことができます。銀行口座からお金をおろすために、成年後見人をつける必要もありません。これらは、母親が元気な(判断能力がある)うちに、母親の思いを「家族信託」という形にしたことから実現ができた結果です。

第16 家族信託について（その2）

- 1 私は、40代の主婦で、中学2年生の長男と小学校6年生の長女がいます。私の父は、二人の孫を大変可愛がっており、孫が大学に行くならば、学資を援助すると言ってくれています。しかし、子供が大学に行く頃は、父も90歳を過ぎています。最近の父は物忘れもひどく、このままでは、認知症になるのではないかと心配しています。父のお金を使って、二人の子供を東京の大学に行かせたいと思っていますが良い方法がありますか。なお、私には独身の弟がいます。
- 2 お子さんが大学に行かれる年齢になった時に、父親が認知症になった場合、父親の口座から勝手にお金を引き出すことはできず、通常、成年後見人を立てる必要があります。しかし、成年後見人は、「本人を保護・支援」するための制度です。つまり、父親の入院費、施設利用の費用等の父親のためにお金を引き出す場合のための制度であって、本人の家族を保護、支援する制度ではありません。ですから、孫の大学の費用のために成年後見人制度を利用してお金を出すことは無理です（この点で成年後見の制度は、融通がきかない場合があります）。もっとも、父親が亡くなり相談者が父親の資産を相続すれば費用は捻出されるでしょうが、それも不確定なことです。

そこで、父親が元気で判断能力があるうちに、父親のお金（例えば、1000万円）について相談者に「信託」すれば、孫が大学に行くときに、父親が認知症になっても、信託されたお金から孫の学資を出すことができます。父親が亡くなっても、お金は相続財産にならないので、弟から文句を言われることもなく、学資として相談者は使うことが可能です。また、仮に、成年後見人がついていても、お金は信託を受けた相談者が管理しているので、学資に出すことはできます。このように、家族信託をすることにより、父親がどのような状態になっても、父親の希望を叶えてあげることができます。問題は、父親から孫への贈与と見られて、贈与税がかからないかという点です。この点について、国税庁は「扶養義務者（父母や祖父母）相互間において生活費や教育費に充てるために贈与を受けた財産のうち、「通常必要と認められるもの」については、贈与税の課税に対象にならないと通告しています。つまり、学資（義務教育に限定されません）は通常「必要費」なので贈与税もかかりません。ですから安心して下さい。もっとも、通学のために孫に車を購入したとかマンション購入などになると通常必要費ではなく、贈与税はかかるので注意して下さい。

以上

添付資料

- 資料1・・・法定相続情報一覧図
- 資料2・・・自筆証書遺言の作成例
- 資料3・・・具体的な遺言書の事例
- 資料4・・・書き込み式便利メモ

人が亡くなったときの金銭補償の考え方

2022年12月1日

愛知学院大学 講師 弁護士 岩井羊一

第1 人が亡くなったときの賠償金額
下記の報道をまずみていただきたい。

報道1 国が賠償認め訴訟終結 遺族に1億700万円支払い—森友文書改ざん・大阪地裁

2021年12月15日19時53分



森友学園に関する公文書改ざんをめぐる国家賠償請求訴訟の進行協議の後、記者会見する赤木雅子さんの代理人の生越照幸弁護士（左）と松丸正弁護士＝15日午後、大阪市北区

学校法人森友学園をめぐる財務省の公文書改ざん問題で、自殺した同省近畿財務局職員赤木俊夫さん＝当時（54）＝の妻雅子さん（50）が国などに損害賠償を求めた訴訟の進行協議が15日、大阪地裁（中尾彰裁判長）であった。国は原告の請求を認める「認諾」を行い、国との訴訟は終結した。

官房副長官「国の責任明らか」 赤木さん自殺、過剰な負荷継続

国側は同日付の準備書面で、改ざん指示を受け業務負担が増した赤木さんの自殺について、「国家賠償法上の責任を認めるのが相当」と説明。原告の追加主張などの内容を再検討した結果、「いたずらに訴訟を長引かせるのは適切ではなく、決裁文書の改ざんという重大な行為の重大性に鑑み、認諾する」とした。今後、請求額の1億700万円を支払う。

国側はこれまで請求棄却を求めて争っており、主張を一変させる形となった。原告代理人によると、地裁側にも事前に知らされず、異例の訴訟対応という。遺族が、当時の同省

理財局長で改ざんを指示したとされる佐川宣寿元国税庁長官に550万円の賠償を求めた訴訟は継続する。

2020年3月の提訴後、計5回の口頭弁論が開かれた。国側は今年6月、赤木さんが改ざんの経緯などを詳細に記した文書「赤木ファイル」を開示。原告側は内容を踏まえ、国と佐川氏に責任があると主張していた。

大阪市内で記者会見した雅子さんは、裁判所による事実認定などが行われず真相解明の機会が失われたとの考えを示し、「お金を払えば済む問題ではない」と憤った。代理人の生越照幸弁護士は「信義則に反する」と批判した。

(時事通信)

報道2 旅客船の保険賠償限度額1億円以上に 知床事故受けて国交省

2022/11/08 22:12

8日の有識者委員会では決まった 旅客船の安全対策など	●旅客船事業者に求める損害賠償保険について、1人当たりの賠償限度額を引き上げ
	●道内を含む寒冷地の検査で、船体の繊維強化プラスチック(FRP)の損傷が補修されていない場合、冬季明けに臨時検査を行う
	●事故の処分逃れを防ぐための対策を導入
	●重大事故の風化を防ぐため、事故の情報を語り継ぐ
	●年内にまとめる最終報告への意見募集を11月中旬にも開始

国土交通省は8日、オホーツク管内斜里町の知床半島沖で乗客乗員26人の小型観光船「KAZU I (カズワン)」が沈没した事故を受け、旅客船事業の参入時に加入を求める損害賠償保険の乗客1人当たりの賠償限度額を引き上げることを決めた。定員13人以上なら現行の3千万円以上から1億円以上とする。

(北海道新聞)

○赤木さんの事件の1億700万円はどういう根拠なのか？

○国土交通省は、保険の金額をなぜ1億円以上とする、と増額を決めたのか？

第2 損害の基本的な考え方 差額説

1 何が損害か

実際の交渉、裁判の場面では「差額説」という考え方が一般的。

2 「差額説」とは

もし加害原因がなかったとしたならばあるべき利益状態と、加害がなされた現在の利益状態との差」を損害と捉える考え方

侵害行為がなかったならば惹起しなかったであろう状態（原状）を(a)

侵害行為によって惹起されているところの現実の状態（現状）を(b)

$a-b=x$ xを金銭で評価したものが損害

3 なぜ差額説なのか

「損害の公平な分担」のため

上記のように損害を考えるのが公平と考えられるため。

※学説には批判もある。

精神的苦痛に差額があるのか。

生命・身体に差額があるのか。

○1億700万円は差額であるとする、どうして差額が1億700万円なのか？

第3 人が亡くなったときの損害の項目

1 積極損害

人が亡くなったことによって出さなくてはならなかった費用

治療費

葬儀費用

弁護士費用

2 消極損害

人が亡くなったことによって得られなかったもの

逸失利益

慰謝料

遅延損害金

3 調整要素

素因減額

過失相殺

損益相殺

第4 積極損害の内容

1 治療費

治療して死亡に至った場合には、その医療費。

(この場合、健康保険は使えないから、全額加害者が賠償する。)

2 葬祭料

根拠：死ななければ、そんなに早く葬儀を執り行うことがなかったのに、葬儀を執り行うことになった。

金額 原則として150万円。ただし、これを下回る場合は、実際に支出した額。香典については損益相殺を行わず、香典返しは損害と認めない。

例外 遠方に住んでいた(学生、単身赴任)

3 弁護士費用

根拠：弁護士費用は原則当事者が負担すべきものである。しかし、事故等相手の責任で損害を受け、回復するためには専門家の援助を受けたのにその費用を被害者が負担するのは不公平であることから、一定の限度で損害を認めるという裁判例がある。

金額：弁護士費用のうち、認容額の10%程度を自己と相当因果関係のある損害として加害者に負担させる。

第5 消極損害

1 逸失利益

根拠：死亡によって収入を失ったからその損害は回復すべき

金額：以下の方法で算定する。

(1) 算定方式

基礎収入×(1－生活費控除率)×就労可能年数に関するライプニッツ係数

それぞれの説明は下記の通り

(2) 基礎収入

ア 給与所得者

原則として事故前の収入を基礎として算出する。

現実の収入が賃金センサスの平均額以下の場合、平均賃金が得られる蓋然性があればそれを認める。

若年労働者（概ね30歳未満）の場合には、学生との近郊の点もあり全年齢平均の賃金センサスを用いるのを原則とする。

イ 事業主 会社役員

実収入

ウ 家事従事者

賃金センサスの女性労働者の全体平均賃金を基礎とする。

エ 無職者

(7) 学生・生徒・幼児

賃金センサスを基礎とする

(イ) 無職者、

労働の蓋然性があれば賃金センサスを基礎とする。

オ 年金、恩給収入

年金収入を逸失利益として認める

(3) 生活費控除率

生きていたら自分で生活のために使う費用が必要であるが、死亡すれば不要になるので、損害から引くという考え方。

控除率が10%違うと、逸失利益が大きく変わるので重要

ア 一家の支柱

扶養家族が1人 40%

扶養家族が2人以上 30%

イ 女性（主婦、独身、幼児）

30%

ただし、高収入を得ている独身の女性について50%とした裁判例もある。

ウ 男性

50%（独身、幼児）

エ 年金部分

通常より生活費控除を高くする場合は多い 60%、70%

(4) 就労可能年数

原則として67歳

※なぜ67歳か 1969年（昭和44年）の第12回生命表の0歳男子

の平均余命 67.74 歳によってももの。論理的根拠は明確ではない。

67 歳を越える者は、簡易平均余命表の平均余命の 2 分の 1 とする。

(5) 中間利益控除

賃金等の収入は通常月給などでその都度収入となる。

損害賠償は 1 度に支払う義務があるから、生涯の収入を前払いすることになる。そのためにそれを運用して得られる利益を控除することが公平。

運用してえられる利益としては法定利率を使う。

死亡（損害の発生時期）が令和 2 年 4 月 1 日より前 年 5 %

死亡が令和 2 年 4 月 1 日以降 年 3 %

※これによって、これまでより損害額が増額になる。

控除の方法、ライプニッツ係数という係数を使うのが一般的。

第 6 慰謝料

物理的な「差額」では満たされない精神的な損害を金銭に換算するもの。

一家の支柱 2800 万円

母親、配偶者 2500 万円

その他（独身の男女、子ども、幼児）2000 万円～2500 万円

「本基準は具体的な斟酌事由により、増減されるべきで、一応の目安を示したものである。」

c f 自動車は事故車になったことについての慰謝料は請求できるか？

（評価損）

認められないことが多い。

∵修理すればもとのように使用できる。

大事にしていた者が壊された精神的な苦痛も修理すれば癒やされる。

（損害の公平な分担からくる考え方）

第 7 遅延損害金

お金の支払いが遅れた場合には、その遅れた分の損害を賠償するための金銭。約束がない場合には法律で定められた割合による金額を支払うことと法に定められている。

令和 2 年 4 月 1 日よりまえ 年 5 %

同日以降、事故日の法定利率 現在は 年 3 %

将来は 3 年を 1 期として 1 期毎に変動する。

※なぜ 5 % だったか。→当時の市中における一般的な貸し出し金利

120 年間変更されなかった

※なぜ 3 % に改正されたか→昨今の超低金利の情勢の下で、法定利率が市中

金利を大きく上回った。利息は高い一方中間利息控除が高く不当に賠償額が抑えられるので不公平。

※今後低金利が続けば、法定利息は更に引き下げられる。損害賠償額は中間利息が減額されるとさらに増額になる可能性がある。

実際の計算

逸失利益

年収 600万円 男性 妻 未成年の子ども1人 50歳

$$600万円 \times (1 - 0.3) \times 17年の3\%のライプニッツ係数 \\ 11.274$$

$$= 4735万0800円$$

慰謝料

2800万円

葬儀費用

150万円

合計

7685万0800円

弁護士費用

768万5080円

総合計

8453万5880円

事故日から支払済みまで年3%

支払が1年後の場合 253万6076円

第8 損益相殺

被害者またはその相続人が、事故に起因して何らかの利益を得た場合、当該利益が損害填補であることが明らかであるときは、損害賠償から控除する場合があります。

厚生年金

国民年金

労災保険

それぞれの遺族年金が支払われる可能性がある。

年金と損害賠償の調整問題が生じる

賠償されるまでに支払いを受けた年金は損益相殺の対象。

将来支払いを受けるであろう年金は対象にならない。

賠償金を受け取っても年金は受領できる。

第9 過失相殺

損害賠償の目的。損害の公平な分担。

被害者にも過失があったり、原因がある場合には減額することが公平である
と考えに基づくもの

第10 充当

過失相殺をしてから損益相殺を控除する

例 上記の例で、過失割合が3割ある。

事故から3年後に判決が確定し、その間に労災補償などの年金を1
年300万円もらった場合

$8453万5880円 \times 0.7 = 5917万5116円$

ここから300万円 \times 3年 $=$ 900万円を引く

$= 5017万5116円$

これに3年の年3%利息 451万6760円を加えると

$= 5469万0874円$

となる。

第11 相続

本人の損害を相続すると考える。(判例)

金銭債権なので、当然に分割される。

例

妻と子どもが2人

民法によれば妻の相続分が1/2

子どもは1/2 の1/2だから1/4

の権利があると考ええる。

⇒死んだことによって発生する損害を相続するというのは論理的におかしい。

遺族が、家族が亡くなったことで生活が苦しくなること、悲しくつらい気
持ちを金額に計算する。(有力な学説)

←(私見) おかしいことはその通りであるが、遺族がたくさんいる方と、遺
族が少ない方で、損害の金額が変わる可能性がある。賠償する側がそこ
まで予想するべきか。遺族が少ない場合には悲しみが少ないのか？

○1億700万円は高額か？

第12 命の価値に差があるか

- ⇒ 一般より高額
(考えられる理由)
 - 年収が高い
 - 慰謝料を高く請求している

- ・若い人だと高額になるか？
 - そうとも限らない。年収額は低いので、これをベースに逸失利益を考えるため。また、生活費控除も大きくなる。
 - ただし、若い人は賃金センサスを使うことになっているので平均より低い人でも平均的な金額までは請求できる。
- ・年収が高い人は高額になるか。
 - 一般的にはそうなる。
 - ただし、これは100%の賠償が認められる場合。
 - 過失相殺などがあり、具体的な損害はいろいろな考え方があり得る。
- ・利息はいつから支払うのか？
 - 死亡事案の場合、死亡した日から遅滞におちいるので、利息が発生すると考えられている。
 - ただし、話し合いの場合、加算しなかったり減額したりすることが多い。

第13 問題点

1 収入が少ない人は損害が少なくなるのはやむを得ないのか？

外国人

帰国予定があるのであれば、その国の物価で計算する。

障がい者

障がいが高く、年収が少ないと少なくなる。(許されるのか)

女性

日本では、いまだに平均年収は男性より女性の方が低い。

女性の方が賠償額が少なくて良いのか。

「命の値段」、非正規労働者は低い？ 裁判官論文が波紋

2010年9月18日5時2分

パートや派遣として働く若い非正規労働者が交通事故で亡くなったり、障害を負ったりした場合、将来得られたはずの収入「逸失利益」は正社員より少なくするべきではないか——。こう提案した裁判官の論文が波紋を広げている。損害賠償額の算定に使われる逸失利益は「命の値段」とも呼ばれ、将来に可能性を秘めた若者についてはできる限り格差を設けないことが望ましいとされてきた。背景には、不況から抜け出せない日本の雇用情勢もあるようだ。



論文をまとめたのは、交通事故にからむ民事訴訟を主に担当する名古屋地裁の徳永幸蔵裁判官（58）。田端理恵子裁判官（30）＝現・名古屋家裁＝と共同執筆し、1月発行の法律専門誌「法曹時報」に掲載された。

テーマは「逸失利益と過失相殺をめぐる諸問題」。若い非正規労働者が増える現状について「自分の都合の良い時間に働けるなどの理由で就業形態を選ぶ者が少なくない」「長期の職業キャリアを十分に展望することなく、安易に職業を選択している」とする国の労働経済白書を引用。こうした状況を踏まえ、正社員の若者と非正規労働者の若者の逸失利益には差を設けるべきだとの考えを示した。

具体的には、非正規労働者として働き続けても収入増が期待できるとはいえず、雇用情勢が好転しない限り、正社員化が進むともいえないと指摘。（1）実収入が相当低い（2）正社員として働く意思がない（3）専門技術もない——などの場合、若い層でも逸失利益を低く見積もるべきだとした。

そのうえで、逸失利益を計算する際に用いられる「全年齢平均賃金」から一定の割合を差し引いて金額を算出する方法を提案した。朝日新聞は徳永裁判官に取材を申し込んだが、名古屋地裁を通じて「お断りしたい」との回答があった。



この論文に対し、非正規労働者側は反発している。

「派遣労働ネットワーク・関西」（大阪市）の代表を務める脇田滋・龍谷大教授（労働法）は12日に仙台市で開かれた「差別をなくし均等待遇実現を目指す仙台市民集会」（仙台弁護士会など主催）で論文を取り上げ、「企業の経費削減や人減らしで非正規労働者が増えた側面に目を向けていない」と指摘した。

脇田教授は朝日新聞の取材に「論文は若者が自ら進んで非正規労働者という

立場を選んでいるとの前提に立っているが、若者の多くは正社員として働きたいと思っている。逸失利益が安易に切り下げられるようなことになれば、非正規労働者は『死後』まで差別的な扱いを受けることになる」と話す。

裁判官の間にも異なる意見がある。大阪地裁の田中敦裁判官（55）らは同じ法曹時報に掲載された論文で「逸失利益については、若者の将来の可能性を考慮すべきだ」と指摘。若い世代の逸失利益を算出する際、正社員と非正規労働者に大きな格差を設けるべきではないとの考え方を示した。



なぜ、1本の裁判官の論文が波紋を広げているのか。

逸失利益をめぐるのは、東京、大阪、名古屋3地裁のベテラン裁判官が1999年、将来に可能性を秘めた若い世代に対しては手厚く配慮することをうたった「共同提言」を発表。おおむね30歳未満の人が交通事故で亡くなったり重い後遺症が残ったりした場合、事故前の実収入が同年代の平均より相当低くても、将来性を考慮したうえで全年齢平均賃金などに基づき原則算出する統一基準を示した。

2000年1月以降、この基準が全国の裁判所に浸透したが、長引く不況による非正規労働者の増加に伴い、事故の加害者側が「平均賃金まで稼げる見込みはない」として訴訟で争うケースが増えている。交通事故訴訟に携わる弁護士らによると、実際に非正規労働者の逸失利益が正社員より低く認定される司法判断も出てきているという。

こうした中で発表された徳永裁判官らの論文。非正規労働者側は、交通事故訴訟に精通した裁判官の考えが他の裁判官にも影響を与え、こうした動きを後押しする可能性があるかと不安視する。（阪本輝昭）



〈逸失利益〉 交通事故などで亡くなったり、重度の障害を負ったりした人が将来的に得られたとして算定される収入。以前は男女別全年齢平均賃金などを基準とする「東京方式」と平均初任給を基準とする「大阪方式」で未就労者の逸失利益を算定する方法があり、地域格差があった。2000年1月以降は東京方式に沿った基準に統一され、不況で急増した若い非正規労働者にも適用されている。25歳の男性が交通事故で死亡した場合、67歳まで働けたとして、09年の男性の全年齢平均賃金（約530万円）をもとに生活費を半分差し引いて試算すると約4600万円になる。（朝日新聞）

※令和2年4月以降だと $530万円 \times (1 - 0.5) \times 23.701 = 6300万円$

2 おわりに そもそも現在の損害賠償の水準は適切なのか

(考える要素)

自分が損害を受けた場合に納得できるか。

自分が損害を請求された場合に支払うべきなのはどのような内容なのか。

どこまで個別事情を考慮すべきなのか。

・・・損害の公平な分担

「公平」の分岐点はどこか？

役に立つ！交渉術
～「それ一口ちょうだい」から停戦交渉まで～

2022. 12. 8

担当 中島 恵一郎

第1 なぜ私は交渉術について語るのか

1 理由①：交渉が弁護士の得意分野だから

民事事件の流れ

任意交渉→訴訟提起→主張立証→和解交渉→和解 or 判決

2 理由②：交渉術は生活の役に立つから

【交渉の定義】

「交渉」 = 利害関係がある者同士が
合意に達するために行う
言語によるコミュニケーション

例えば…

- ・飛び込み営業で、「これ買ってくれませんか？」
- ・家電量販店で、「これもうちょっと安くならない？」
- ・立てこもり犯人に対して、「周りは包囲されているぞ！武器を捨てて出てきなさい！」
- ・子ども同士で、「おいしそうなもの食べてるね。それ一口ちょうだい」
- ・会社がITシステムを外注するときに、「こういうシステムをいくらで作れますか？」
- ・国家間の停戦交渉で、「NATOへの非加盟を表明しないと、さらなる軍事侵攻をするぞ」

これらは全て「交渉」です。皆さんもご自身の生活を振り返っていただければ、ビジネスでもプライベートでも、人生が「交渉」で溢れていることに気付くと思います。

→正しい交渉術を身に付けることは、全ての人の人生に必ず役に立ちます！

第2 交渉に対する誤解と、正しい交渉のあり方

1 交渉について、こんな誤解をしていませんか？

× 交渉は経験がものを言う！コツと勘が命！

→ 違います。経験に頼った交渉では、交渉スタイルがワンパターンになります。不意打ちにも弱いです。

→ **論理的**に交渉することが大切

× 交渉は出たところ勝負！準備なんて無駄！

→ 違います。準備不足では複雑な交渉に対応できません。また、その場の雰囲気や感情に左右されやすくなります。

→ **事前準備**が大切

× 交渉の最終目標は、相手を打ち負かすこと！

→ 違います。「勝ち負け」にこだわると、双方にとってよりよい解決を目指せません。消耗戦になり、結局自分も損をします。

→ **創造的解決**が大切

2 正しい交渉のあり方

(1) 論理的交渉

・ 論理的に考える（ロジカルシンキング、クリティカルシンキング）

→ 『グロービスMBAクリティカル・シンキング』（読書案内）

・ 二分法の罠（YesかNoか、白か黒か、善か悪か、真か偽かという思考に囚われること）、合意バイアス（合意しなければならないと思い込むこと）に気を付ける

(2) 事前準備

・ 適切な状況把握、適切な目標設定

・ **BATNA**を意識する（今日のメインテーマです）

(3) 創造的解決

・ Win-Winを目指す（今日のサブテーマです。最後の方で時間があればお話ししたいと思います。）

3 今日のテーマは「**BATNA**」です

今日は、(1)論理的交渉、(2)事前準備、(3)創造的解決のうち、(2)事前準備にフォーカスします。なぜなら、交渉は事前準備こそが全てと言っても過言ではないからです。

その中でも特に、「BATNAを意識すること」について取り上げます。なぜなら、これが交渉において最も重要で、かつ、明日からすぐに役立つからです。

第3 BATNAとは何か？

BATNA

= Best Alternative To a Negotiated Agreement

= 交渉が決裂したときの最良の代替案

Best : 最良の

Alternative : 代替案

To : ~のための

Negotiated : 交渉に基づく

Agreement : 合意

直訳：交渉に基づく合意のための最良の代替案

↓

交渉の結果として合意に至るために、事前に用意しておくべき最良の代替案

↓

交渉が決裂したときの最良の代替案

BATNAを意識して交渉に臨むというのは、ざっくり言うと、「この交渉が決裂したら状況がどう変わるのか、相手はどのような行動に出るのか、そのときに自分を取り得る選択肢のうち一番良いもの（最良の代替案）は何なのか」を、事前によく考えてから交渉に臨みましょう、ということです。

第4 BATNAを意識せよ！【基礎編】

【設例】

私は今日の夕食を買うお金を1円も持っていません。

そこで、誰か私のペンを買って取ってください。

○Bさんにできるだけ高い値段でペンを買ってもらうためにはどうしたらいいでしょうか？

→ 答え：

Bさんとの交渉に臨む前に、Aさんにいくらで買ってくれるか聞いておく

→ 言い換えると、

Bさんとの交渉が決裂した場合の最良の代替案（=BATNA）は

「Aさんに〇〇円で買って貰うこと」

ということになります

→ 整理すると、

目標 : Bさんに〇〇円以上で買ってもらう

BATNA : Aさんに〇〇円で売る

○（例）Aさんが1,000円を買ってくれる場合

→ Bさんとの交渉では、1,000円以下に下げることがありません。なぜなら、もしBさんが900円でしか買わないと言うなら、Bさんとの交渉はさっさと打ち切って、Aさんに1,000円で売ればよいからです。

○逆に、BATNAを用意していないとどうなるのでしょうか？

→ Bさんが100円と言ったら100円、10円と言ったら10円で売らざるを得ません。

第5 BATNAを意識せよ！【実践編】

1 BATNAは必ず交渉前に用意する

- ・交渉の場でBATNAを考え始めても手遅れです
- ・BATNAを用意しないということは、「合意しない」という選択肢を最初から捨てているのと同じです。

BATNAを用意しないと、

→ 足下を見られる

合意バイアスにはまる

交渉のゴールが不明確になる

2 まずはBATNAを正確に把握することが大切

BATNAの把握はいつも簡単とは限りませんが、できるだけ正確に把握することが大切です。

- ・一番簡単なBATNAは相見積もり
 - ですが、いつも相見積もりが取れるとは限りません
 - そもそも見積りが取れないこともあります
 - 見積もり同士を単純に比較できないこともあります
- ・交渉が決裂した場合に状況がどう変化するか、相手がどうするかという予測をしなければならないこともあります。その予測がとても難しいこともあります、中途半端にはいけません。
 - (例) 裁判上の和解交渉のBATNAとしての判決の予測
- ・(余談) 阿武町の副町長はBATNAを正確に把握していなかったかも？

3 BATNAを強化せよ！

まずはBATNAを正確に把握した上で、弱いなら弱いということを自覚することが大切です

↓

その上で、交渉前にできるだけBATNAを強化します。

BATNAを強化する方法は、置かれている状況によって様々で、ワンパターンではありません。

柔軟な発想をもって、知恵を絞る必要があります。

- ・できるだけたくさんの人と交渉する
- ・ペンを売る以外に夕食をゲットする方法を考える
- ・裁判上の和解なら、裁判の主張立証を頑張る
- ・停戦交渉なら軍事力強化

4 自分のBATNAは相手に知られないようにしましょう

- ・BATNAを知られると、足下を見られます。
→「Aさんが1,000円で買ってくれる」ということをBさんに知られてしまうと、Bさんは1,001円を買おうとするかもしれません。
- ・最悪中の最悪は、BATNAを用意していないということを相手に知られることです。
→「Bさんが買ってくれなければ夕食を我慢するしかない」ということをBさんに知られてしまうと、Bさんは10円を買おうとするかもしれません。

5 相手のBATNAを知ることも重要

- ・相手のBATNAを上回る提示ができれば、交渉が成立しやすいです
- ・相手のBATNAをギリギリ上回る提案ができれば、損失が少ないです

6 【応用】相手のBATNAを作り出す、という考え方

- ・相手がBATNAを把握していない場合、交渉が決裂したらこうなるよ、とあえて教えてあげる
→（例）訴訟上の和解における裁判官の心証開示
- ・架空の利益を与え、交渉が決裂したらそれを逃す、という状況を作り出す
→（例）ペンを買ってくれたらオマケに〇〇をあげる。交渉が決裂したら〇〇を失うことになるけど、それでいいのか？と言う
→ ただし、まやかしだということを相手に看破される可能性があります

7 【応用】場合によっては自分のBATNAを積極的に開示した方がよいこともある

- ・自分が強者の場合は、むしろBATNAを開示することでスムーズに交渉が成立する可能性があります。
- ・ただし、原則はあくまでも「自分のBATNAは相手に知られてはいけない」です。

8 双方のBATNAを上回る結果を目指す (Win-Winを目指す)

OWin-Win交渉の観点からは、相手のBATNAを上回るラインで妥結することも意識したいです

OWin-Win交渉：交渉の結果によって自分も得をするし、相手も得をするということ

(例) 姉と妹が、2個のオレンジを2人で分け合う

→ 1人1個ずつ？

→ もし姉はオレンジの中身を食べたい、妹はオレンジの皮でマーマレードを作りたい、という状況なら、姉が2個分の中身をゲット、妹は2個分の皮をゲット、という結果が望ましい。これを目指すのがWin-Win交渉です。

OWin-Win交渉の観点からは、交渉の相手は「打ち負かすべき相手」ではなく、「双方にとってよりよい解決を目指すために協調する仲間」といえます。

OWin-Lose (自分だけが得をして相手は損をする) を目指すと、

- ・相手もWin-Loseを目指してくるので、お互いに消耗戦になって結局破綻します。
- ・この交渉で自分が得をしても、相手は嫌な思いをするので、その相手との関係性に継続性・発展性がなくなります。結果的に自分も損をします。
- ・相手を打ち負かすことばかりに意識が向いてしまい、自分にとってよりよい解決策の存在を見逃してしまいます。

OWin-Win交渉を目指すのは想像力・創造力が必要です。

- 姉が2個分の中身、妹が2個分の皮、という解決策は、知恵を絞らなければ簡単には見つかりません

OWin-Win交渉を目指すのは、結果よりも姿勢の問題と捉えた方がよいかもしれません。

- 「私は、この交渉によって自分だけでなくあなたにも利益をもたらしたいと思います」という姿勢を示すことによって、相手と協調関係を築くことができ、Win-Winの結果に近づきます。

○交渉結果が双方のBATNAを上回る、つまり、

「自分のBATNA < 交渉結果 > 相手のBATNA」

なら、一応Win-Win交渉成立といってよいでしょう

第6 まとめ

- 1 BATNAを用意しないで交渉に臨むのは絶対にダメです。BATNAは必ず交渉に入る前に用意しておきましょう。
- 2 交渉前にBATNAを強化しましょう。BATNAの強化には発想の転換が必要なこともあります。柔軟な思考を持ちたいところです。
- 3 自分のBATNAは知られないようにして、相手のBATNAを知るようにしましょう。
- 4 自分のBATNAを上回る交渉結果を目指すことはもちろんですが、相手のBATNAを上回ることも目指したいです（Win-Win交渉）。

第7 読書案内

- 1 『ハーバード流交渉術 イエスを言わせる方法』
ロジャー・フィッシャー、ウィリアム・ユリー
三笠書房（知的生きかた文庫）
- 2 『グロービスMBAクリティカル・シンキング 改訂3版』
グロービス経営大学院
ダイヤモンド社